

院外処方箋疑義照会簡略化について

標記の件につきまして下記のとおり取り決めさせていただきたくご確認の程よろしくお
願い致します。ご不明な点等ございましたら茨城県西部メディカルセンター（以下当院）

TEL 0296-24-9111 E-mail: kenseiyakuzaika@yahoo.co.jp

薬剤科 仙波までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

※麻薬については疑義照会簡略化適用としません。

下記に疑義照会不要例を示しますが、必ず患者に価格、服用方法等を説明後、同意を得て
変更を行ってください。また変更後はお薬手帳にその旨を明記してください。

なお処方箋の変更内容は従来通り当院までFAXにて返信してください。

① 成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジンOD錠5mg ⇒ ノルバスクOD錠5mg

アムロジンOD錠5mg ⇒ アムロジピンOD錠5mg「トワ」

※「後発医薬品変更不可」の場合は除きます。

② 散剤から錠剤、錠剤からOD錠などへの剤形の変更

例：ミヤBM錠 ⇒ ミヤBM細粒

クレストール錠2.5mg ⇒ クレストールOD錠2.5mg

※用法用量が変わらない場合のみ可。

※安定性、体内動態、投薬方法等を考慮して行ってください。

※外用薬の変更は不可です。（軟膏→クリーム等の製剤の変更は疑義照会）

※患者に飲み方、価格等説明し、同意を得た上で調剤してください。

※銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底してください。

※インスリンのデバイス変更については剤形の変更として適用しません。

※小児科においては適用しません。

③ 別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格へ変更すること

例：5mg錠1回2錠 ⇒ 10mg錠 1回1錠

40mg錠 0.5錠（半錠） ⇒ 20mg錠1錠

※患者に薬効、安定性、価格等説明し、同意を得た上で変更してください。

④ コンプライアンス等の理由により、かかりつけ薬局の判断で一包化、半割、粉碎や混合を すること（無料で行う場合のみ）

※安定性のデータに留意し患者に十分説明のうえ実施してください。

※粉碎、混合加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例：ミルタックスパップ 30mg(7枚入り)×6袋 ⇒ (6枚入り)×7袋

軟膏(10g入り)×2本 ⇒ (5g入り)×4本

⑥ 残薬調節のため日数を短縮して調剤すること

FAX：0296-24-9261

院外処方箋疑義照会簡略化についてのQ & A

Q 1 : 変更後はお薬手帳にその旨を明記とありますが、手帳に記載してあれば病院への情報提供は済んだとみなして良いのでしょうか？

A 1 : 患者カルテに反映させる必要があるため従来通り必ず処方箋の変更内容を茨城県西部メディカルセンター（以下当院）薬剤科までFAXにて返信してください。

Q 2 : お薬手帳への明記の仕方はどのようになりますか？

A 2 : 実際に調剤した製剤、数量を記載してください。日数の短縮については残薬調整のため等のコメントを入れて下さい。

例) ① クレストール錠2.5mg 2錠→クレストールOD錠5mg 1錠

手帳にはクレストールOD錠5mg1錠と記載してください。

② 56日分処方→50日分処方

手帳には「残薬調整のため」と記載してください。

Q 3 : 疑義照会簡略化に該当する処方内容の変更はFAX不要になりますか？

A 3 : いいえ。カルテに反映させる必要があるため従来通り必ずFAXにて当院まで返信してください。

Q 4 : 患者によってはお薬手帳を持ちたくない方もいます。手帳のない患者にはどのように対処すればよいのでしょうか？

A 4 : 処方箋の変更内容を当院までFAXにて返信してください。

Q 5 : 残薬調整で日数短縮の場合は疑義照会不要ということですが、次回予約日と処方日数が合っておらず投与日数を変更する場合は照会すべきですか？

A 5 : 処方日数を延長する場合は必ず疑義照会してください。

Q 6 : 保険で一包化加算を算定する場合は疑義照会すべきですか？

A 6 : はい。保険で一包化加算を算定する場合は必ず疑義照会してください。